

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3171号)

令和7年3月21日

横 情 審 答 申 第 3171号

令 和 7 年 3 月 21 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年12月19日ご総第431号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「1 令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局
コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断
の根拠となったすべての行政文書（開示請求者が提出した文書を除く。）」
のうちこども青少年局総務課に係る文書について」の非開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「1 令和4年8月2日付け横浜市こども青少年局長・横浜市総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書の起案文書及び当該起案文書の判断の根拠となつたすべての行政文書（開示請求者が提出した文書を除く。）」のうちこども青少年局総務課に係る文書について」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

令和4年8月2日付こども青少年局長・総務局コンプライアンス推進室長宛て照会書（以下「本件照会書」という。）の対応について、本件照会書に「横浜市に回答の義務はありません」と記載があることも踏まえ、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条第2項等に基づき、回答しない旨の決裁について口頭で処理をした。そのため、本件照会書に関する起案文書は作成しておらず、その判断の根拠となつた行政文書については作成も保有もしていない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示を求める。

- (2) 文書が存在しない場合は、文書を作成した上で開示を求める。
- (3) こども青少年局総務課長からのメールに係る同局局長の見解については、決裁の上9月30日付回答をしているのに、同じく当該メールに係る見解を求める本件照会書を軽微と扱い回答に係る文書を作成しないという実施機関の主張には、矛盾がある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 横浜市に送付された文書の対応について

照会書等については、その内容に係る所管課で対応している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件照会書に係る起案文書及びその判断の根拠となった文書である。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 本件照会書によれば市に回答義務はないとのことであるし、軽微な事案であった。

(イ) 本件照会書には回答しないことを、口頭で所属長へ確認した。

(ウ) そのため、本件について作成した文書や保有している文書はない。

イ 本件照会書に対しては文書回答をしていないことであるが、そのことについての起案文書等が存在しないという実施機関の主張は、関係規則を踏まえると理解できるものであるし、本件審査請求文書を保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

- (5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 12 月 19 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 1 月 10 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 7 年 1 月 23 日 (第311回第三部会)	・審議
令和 7 年 2 月 20 日 (第312回第三部会)	・審議